

1. 件 名：東北電力株式会社女川原子力発電所及び東通原子力発電所の
原子力事業者防災業務計画の修正について

2. 日 時：令和5年8月3日（木） 13:30～14:40

3. 場 所：原子力規制庁3階 室内会議卓

4. 出席者（テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁

緊急事案対策室

川崎企画調整官、嶋崎専門官、澤村専門官、酒井専門職

監視情報課

渡邊課長補佐

女川原子力規制事務所

米倉専門官、岩見専門官

東通原子力規制事務所

里信専門官

東北電力株式会社

本店原子力部 原子力防災・防護 課長（原子力防災担当） 他4名

5. 要 旨

東北電力株式会社から、同社女川原子力発電所及び東通原子力発電所の原子力事業者防災業務計画の修正について、資料1及び資料2に基づき、以下の修正内容に関する説明があった。

- ・ 2号機原子炉施設保安規定における体制及び運用の適用開始時期に係る注釈の追加（女川）
- ・ 原子力防災要員数に係る見直し（女川）
- ・ 原子力防災資機材及び原子力防災資機材以外の資機材の追加（女川）
- ・ 緊急時対策所の追加及び廃止（女川）
- ・ オンサイト医療に係る記載の追加（女川、東通）
- ・ 通報様式に係る見直し（女川、東通）
- ・ 原子力防災資機材等に係る運用の見直し（東通）
- ・ その他、記載の適正化（女川、東通）

原子力規制庁より、以下の点について伝えるとともに、法令の規定に基づき手続きを行うよう伝えた。

- ・ 今回追記の注釈部分について、当該箇所を適用開始とする際には別途、連絡文書により原子力規制庁に知らせること。
- ・ 最近の反省事例から、資機材の保有数量に係る記載に関し、必要台

数と予備（自主設備）台数の内訳を事業者防災計画に明示しておくことが適切と考えているところであり、別途、ATENA他原子力事業者と議論の機会を設ける。

- ・ オンサイト医療等に係る資機材については、点検頻度に留意すること及び女川、東通の整合を確認すること。

6. その他

配布資料：

資料1 女川／東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画 修正内容（案）（東北電力株式会社）

資料2 女川／東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の修正について（補足）（東北電力株式会社）